

埼玉県における特定最低賃金の日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）による適用対象産業一覧表

特定最低賃金件名	日本標準産業分類の小分類番号(3191は細分類番号)	日本標準産業分類の分類項目名
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金	232	非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
	233	非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
	234	電線・ケーブル製造業
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	275	光学機械器具・レンズ製造業
	323	時計・同部分品製造業
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	281	電子デバイス製造業
	282	電子部品製造業
	283	記録メディア製造業
	284	電子回路製造業
	285	ユニット部品製造業
	289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
	291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
	292	産業用電気機械器具製造業
	293	民生用電気機械器具製造業
	294	電球・電気照明器具製造業
	295	電池製造業
	296	電子応用装置製造業
	297	電気計測器製造業（2973 医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）
	299	その他の電気機械器具製造業
	301	通信機械器具・同関連機械器具製造業
302	映像・音響機械器具製造業	
303	電子計算機・同附属装置製造業	
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金	311	自動車・同附属品製造業
	312	鉄道車両・同部分品製造業
	313	船舶製造・修理業、船用機関製造業
	314	航空機・同附属品製造業
	3191	自転車・同部分品製造業
埼玉県各種商品小売業最低賃金	561	百貨店，総合スーパー
	569	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
埼玉県自動車小売業最低賃金	591	自動車小売業（5914 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）

(R6.12)

(注1) 「上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所」又は「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記の産業に分類される純粋持株会社」も各特定最低賃金の適用対象に含まれる。

(注2) 分類項目名に赤字で記した箇所は、埼玉労働局労働基準部賃金室が追記したものである。

(注3) 埼玉県各種商品小売業最低賃金については、日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）による。